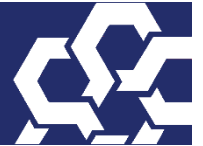


IASB Update 2026 年 4 月



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定をハイライトしている。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS® 会計基準、修正、IFRIC® 解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

[IASB は 2026 年 4 月 20 日から 22 日に会議を行った。](#)

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

リサーチ及び基準設定

- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー-5）](#)
- [IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー-7）](#)
- [償却原価測定（アジェンダ・ペーパー-11）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー-13）](#)
- [企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー-18）](#)
- [キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー-20）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [一貫した適用についての活動](#)
- [グループ内の貨幣性負債（又は資産）から生じる為替差額の分類（IFRS 第 18 号）（アジェンダ・ペーパー-12A）](#)
- [オフテイク契約に基づく蓄電池の使用から生じる経済的便益（IFRS 第 16 号）（アジェンダ・ペーパー-12B）](#)
- [適正な表示及び IFRS 会計基準への準拠（IAS 第 1 号）（アジェンダ・ペーパー-12C）](#)
- [親会社の個別財務諸表の目的上の特定の主要な事業活動の評価（IFRS 第 18 号）（アジェンダ・ペーパー-12D）](#)
- [費用を性質別に開示する要求の範囲（IFRS 第 18 号）（アジェンダ・ペーパー-12E）](#)
- [為替エクスポージャーを管理するデリバティブに係る利得及び損失の分類（IFRS 第 18 号）（アジェンダ・ペーパー-12F）](#)
- [IFRIC Update 2026 年 3 月（アジェンダ・ペーパー-12G）](#)

リサーチ及び基準設定

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー-5）

IASB は 2026 年 4 月 20 日に会合し、公開草案「資本の特徴を有する金融商品」における要求事項案の再審議を継続した。IASB は、条件付決済条項を含んだ金融商品（次のものを含む）に関する IAS 第 32 号「金融商品：表示」の修正案について議論した。

- IAS 第 32 号の第 25 項の要求事項が適用される金融商品の種類及び裁量的支払の会計処理（アジェンダ・ペーパー-5A）
- 条件付決済条項から生じる金融負債の測定（アジェンダ・ペーパー-5B）
- 「清算」及び「真正なものでない」という用語の意味（アジェンダ・ペーパー-5C）

修正案—条件付決済条項（アジェンダ・ペーパー-5A-5C）

IASB は、条件付決済条項を含んだ金融商品の分類に関して公開草案に示した要求事項案を進めることを暫定的に決定した。その条件は、軽微な文言の改善及び幾つかの的を絞った精緻化、すなわち、次のことである。

- a. IAS 第 32 号の第 25 項の要求事項は、発行者と保有者の双方の制御可能な範囲を超える不確実な将来の事象の発生又は不発生の結果としてのみ金融負債の決済を生じさせることを要求する可能性のある金融商品（又はその構成要素）に適用される旨を明確化する。
- b. 基準書内の不整合を解消するため、企業が IAS 第 32 号の第 36 項を適用する目的上、配当支払が費用として認識されるのは、株式の全部が負債として（認識されるのではなく）分類される場合である旨を明確化する。

13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

- c. 清算を、企業の営業を恒久的に終了させる目的を有し、資産の変換、債務の支払及び持分請求権の決済などの活動を含むプロセスとして記述する。
- d. 契約条件が「真正なものでない」かどうかを企業が評価する際に、企業は条件とされる事象の蓋然性と性質（当該事象が実質的な事業目的を有しているかどうかを含む）の両方を考慮する旨を明確化する。実質的な事業目的を有する契約条件は、たとえ当該事象の蓋然性が低い場合であっても、真正と考えられる。

13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、条件付決済条項から生じる金融負債の測定に関する要求事項案を、資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクトの一部としては進めないことを決定した。その代わりに、IASB は、償却原価測定に関するプロジェクトの一部として測定に関連する論点に対応することを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は公開草案における分類のトピックについて引き続き再審議する。

IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）

IASB は 2026 年 4 月 21 日に会合し、情報要請「IFRS 第 16 号『リース』の適用後レビュー」に対する、借手のリース関連キャッシュ・フローに関する情報の有用性に関する利害関係者のフィードバックへの対応方法について議論した。

IASB は、リースの合計キャッシュ・アウトフローの構成要素を各構成要素が表示されているキャッシュ・フロー計算書上の科目とともに開示するよう借手に要求することを探究することを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

IASB は、この事項をキャッシュ・フロー計算書及び関連事項に関するプロジェクトにおいて探究することを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

IASB は、次のことに関する利害関係者のフィードバックに対応した行動を取らないことを暫定的に決定した。

- a. 借手によるリース関連キャッシュ・フローの分類及び表示
- b. 借手のキャッシュ・フローと資産を購入するために借入を行う企業のキャッシュ・フローとの間の比較可能性の欠如

13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。IASB は、(a)及び(b)に記述したフィードバックをキャッシュ・フロー計算書及び関連事項に関するプロジェクトで作業しているスタッフと共有するようスタッフに指示した。

IASB は、借手のリース関連キャッシュ・フローに関する情報の有用性に関して利害関係者が指摘したその他の事項に対応した行動は取らないことを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は情報要請に対するその他のフィードバックについて審議し、当該フィードバックに対応して何らかの行動を取るかどうかを決定する。

償却原価測定（アジェンダ・ペーパー11）

IASB は、2026 年 4 月 21 日に会合し、本プロジェクトの範囲に含まれる論点の再審議を継続した。

IASB は、利害関係者のフィードバックに対応して、実効金利（EIR）の事後的な変動の会計処理に関する要求事項を明確化する方法について議論した。

IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」の B5.4.5 項を修正して、貨幣の時間価値又は信用リスクに対する対価を提供する金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローの再見積を会計処理するために EIR を調整するよう企業に要求することを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は本プロジェクトの範囲に含まれる論点の再審議を継続する。

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASB は、2026 年 4 月 22 日に会合し、公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x 年改訂）」における提案の再審議を継続した。

関連会社の原価—その他の事項（アジェンダ・ペーパー13A）

IASB は、投資の帳簿価額に、関連会社の識別可能な資産及び負債に対する投資者の持分を公正価値に修正することに関連する繰延税金に及ぼす影響を含める提案を確認することを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、投資者が重要な影響力を獲得するために資本性金融商品又は負債性金融商品を発行する際に、投資者は当該負債性金融商品又は資本性金融商品を発行するためのコストを IAS 第 32 号「金融商品：表示」及び IFRS 第 9 号「金融商品」に従って会計処理することを要求される旨を明確化することを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、割安購入益を認識する前に、投資者が次のことを行うという要求を追加しないことを暫定的に決定した。

- a. 関連会社のすべての資産及び負債を正確に識別したかどうかを再判定し、
- b. 関連会社の識別可能な資産及び負債に対する持分の公正価値を測定するために用いる手続を見直す。

13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

追加の所有持分の購入—その他の事項（アジェンダ・ペーパー13B）

IASB は、追加の所有持分の購入から生じる割安購入益を純損益に認識することを投資者に要求する提案を確認することを暫定的に決定した。

13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、投資の帳簿価額をゼロまで減額した投資者は、追加の所有持分を購入する際に、従来保有していた投資について認識していなかった損失を直ちに認識することを要求されないという提案を確認することを暫定的に決定した。

13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は公開草案における提案の再審議を継続する。

企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASB は、2026年4月21日に会合し、公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損」における提案に対するフィードバックの再審議を継続した。

プロジェクトのアップデート（アジェンダ・ペーパー18A）

IASB は再審議の完了に関する計画について議論した。

IASB は何も決定を行うことを求められなかった。

業績情報のサブセット（アジェンダ・ペーパー18B-18D）

IASB は、一部の企業結合のみについて業績情報の開示を企業に要求する提案について議論した。

IASB は、一部の企業結合のみについて業績情報の開示を企業に要求する提案を維持することを暫定的に決定した。IASB はこの一部を識別するための閾値アプローチを進めることも暫定的に決定した。

13名のIASBメンバーのうち11名がこの決定に賛成した。

この閾値アプローチの設計に関して、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 提案した収益及び資産の閾値を維持する。
- b. 提案した営業利益の閾値を削除する。
- c. 定量的な閾値を10%に設定する提案を維持する。
- d. 提案した定性的な閾値を削除する。

13名のIASBメンバーのうち11名がこの決定に賛成した。

IASB は、提案した閾値アプローチに対するその他のフィードバックに基づく変更を行わないことを暫定的に決定した。

13名のIASBメンバーのうち12名がこの決定に賛成した。

免除（アジェンダ・ペーパー13E）

IASB は、公開草案における開示要求の一部の免除の提案について議論した。IASB は、特定の状況における一部の情報の開示の免除を維持することを暫定的に決定した。

IASB は、企業が免除を適用できる状況について議論した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 法令又は規制上の要求事項への違反を生じさせるような情報の開示の免除の文言を精緻化する。
- b. コメント提出者が提案したその他の状況（業績及び期待されるシナジーの情報が、免除の提案ですでに扱われるもの以外の不利な社会的な又は運営上の結果を生じさせる状況を含む）を扱うための免除の文言の精緻化は行わない。

IASB は免除の適用について議論した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 免除が過去に適用された主要な目的又は目標が依然として免除の要件を満たしているかどうかを各報告期間末に再検討することを企業に要求する提案を維持する。
- b. 免除を適用した理由の開示を企業に要求する提案を削除する。
- c. 「著しく損なう」という用語を定義しない。
- d. 免除は「極めて稀な状況」でのみ適用されるべきものであると明示する記述を含めない。
- e. 企業が次のいずれかとなる状況の追加的な事例を含めない。
 - i. 免除を適用できる、又は
 - ii. 免除を適用せずに情報を異なる方法で開示することができる可能性がある。
- f. 追加的な明確化を設けない。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

リストラクチャリング及び資産拡張のキャッシュ・フロー（アジェンダ・ペーパー18F）

IASB は、IAS 第 36 号「資産の減損」から、使用価値を計算する際に確約のない将来のリストラクチャリング及び資産拡張から生じるキャッシュ・フローを企業が除外するという要求を削除する提案について議論した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. この提案を維持する。
- b. 提案に関して IASB に次のことを求めたコメント提出者の提案に対応した追加の作業を行わない。
 - i. 設例の追加
 - ii. 追加的な予防措置又は制限を含めること
 - iii. 開示要求の追加
 - iv. IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」との関係の明確化
 - v. 使用価値と処分コスト控除後の公正価値との間に残っている差異の明確化又は両方の方法を維持するかどうかの再検討

13 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は公開草案における提案の再審議を継続する。

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー20）

IASB は 2026 年 4 月 22 日に会合し、企業が IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」における現金同等物の定義を適用する際の一貫性を改善することについて議論した。

IASB は、現金同等物の定義において、現金同等物を投資又はその他の目的ではなく短期の現金支払債務に充当するために保有するという要求を含めることを提案することを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

IASB は、満期が3か月以内の投資に関する適用指針を明確化することに関する決定は行わなかった。IASB は代替的な解決策を探究するつもりである。

次のステップ

IASB は、プロジェクト計画にあるトピックのそれぞれについて財務報告を改善する方法を引き続き検討する。

維持管理及び一貫した適用

一貫した適用についての活動

IASB は 2026 年 4 月 22 日に会合し、2026 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会（委員会）で議論された事項について検討した。IASB は次のことを行った。

- 委員会が最終確定したいくつかのアジェンダ決定を検討した（アジェンダ・ペーパー12A-12F）。
- その他の事項についてのアップデートを受けた（アジェンダ・ペーパー12G）。

グループ内の貨幣性負債（又は資産）から生じる為替差額の分類（IFRS 第 18 号）（アジェンダ・ペーパー12A）

IASB はアジェンダ決定「グループ内の貨幣性負債（又は資産）から生じる為替差額の分類（IFRS 第 18 号『財務諸表における表示及び開示』）」に反対するかどうかを問われた。

当該アジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

アジェンダ決定は 2026 年 4 月に [IFRIC Update 2026 年 3 月](#)（[日本語訳](#)）への補遺において公表される。

オフテイク契約に基づく蓄電池の使用から生じる経済的便益（IFRS 第 16 号）（アジェンダ・ペーパー12B）

IASB はアジェンダ決定「オフテイク契約に基づく蓄電池の使用から生じる経済的便益（IFRS 第 16 号『リース』）」に反対するかどうかを問われた。

当該アジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

アジェンダ決定は 2026 年 4 月に [IFRIC Update 2026 年 3 月](#)（[日本語訳](#)）への補遺において公表される。

適正な表示及び IFRS 会計基準への準拠（IAS 第 1 号）（アジェンダ・ペーパー12C）

IASB はアジェンダ決定「適正な表示及び IFRS 会計基準への準拠（IAS 第 1 号『財務諸表の表示』）」に反対するかどうかを問われた。

当該アジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

アジェンダ決定は 2026 年 4 月に [IFRIC Update 2026 年 3 月](#)（[日本語訳](#)）への補遺において公表される。

親会社の個別財務諸表の目的上の特定の主要な事業活動の評価（IFRS 第 18 号）（アジェンダ・ペーパー12D）

IASB はアジェンダ決定「親会社の個別財務諸表の目的上の特定の主要な事業活動の評価（IFRS 第 18 号）」に反対するかどうかを問われた。

当該アジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

アジェンダ決定は 2026 年 4 月に [IFRIC Update 2026 年 3 月（日本語訳）](#) への補遺において公表される。

費用を性質別に開示する要求の範囲（IFRS 第 18 号）（アジェンダ・ペーパー12E）

IASB はアジェンダ決定「費用を性質別に開示する要求の範囲（IFRS 第 18 号）」に反対するかどうかを問われた。

当該アジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

アジェンダ決定は 2026 年 4 月に [IFRIC Update 2026 年 3 月（日本語訳）](#) への補遺において公表される。

為替エクスポージャーを管理するデリバティブに係る利得及び損失の分類（IFRS 第 18 号）（アジェンダ・ペーパー12F）

IASB はアジェンダ決定「為替エクスポージャーを管理するデリバティブに係る利得及び損失の分類（IFRS 第 18 号）」に反対するかどうかを問われた。

当該アジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

アジェンダ決定は 2026 年 4 月に [IFRIC Update 2026 年 3 月（日本語訳）](#) への補遺において公表される。

IFRIC Update 2026 年 3 月（アジェンダ・ペーパー12G）

IASB は委員会の 2026 年 3 月の会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は [IFRIC Update 2026 年 3 月（日本語訳）](#) において公表された。